特別控除の項中「別表六（十四）「16」」を「別表六（十八）「16」」に、「別表六（十四）「21」」を「別表六（十八）「21」」に改め、同表沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「工業用機械等」を「特定民間観光関連施設」に、「別表六（十五）「18」」を「別表六（十九）「18」」に改め、同表沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六（十五）「18」」を「別表六（十九）「18」」に改め、同表沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「沖縄」を「沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（沖縄」に、「特別控除」を「特別控除）」に、「別表六（十五）「18」」を「別表六（十九）「18」」に改め、同表沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項及び沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六（十五）「18」」を「別表六（十九）「18」」に改め、同表沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六（十五）「23」」を「別表六（十九）「23」」に改め、同表国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六（十六）「25」」を「別表六（二十）「25」」に改め、同表国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六（十七）「25」」を「別表六（二十一）「25」」に改め、同表地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六（十八）「19」」を「別表六（二十二）「19」」に改め、同表地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六（十九）「18」」を「別表六（二十三）「18」」に改め、同表地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六（二十）「28」」を「別表六（二十四）「28」」に、「別表六（二十）「38」」を「別表六（二十四）「38」」に改め、同表認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除の項中「別表六（二十一）「10」」を「別表六（二十五）「10」」に改め、同表特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却の項及び特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項を削り、同表中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六（二十三）「17」」を「別表六（二十七）「17」」に、「別表六（二十三）「22」」を「別表六（二十七）「22」」に改め、同表給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除）の項を次のように改める。

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号。以下この表において「令和４年改正法」という。）第11条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「令和４年旧措置法」という。）第42条の12の５第１項又は令和４年改正法第12条の規定による改正前の令和２年改正前措置法（以下この表において「旧令和２年改正前措置法」という。）第42条の12の５第１項	00659	法規別表六（二十八）「22」の欄の金額
	第42条の12の５第１項	00677	法規別表六（三十一）「32」の欄の金額
	令和４年旧措置法第42条の12の５第２項又は旧令和２年改正前措置法第42条の12の５第２項	00660	法規別表六（二十九）「21」の欄の金額
	第42条の12の５第２項	00678	法規別表六（三十一）「32」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六（三十）「16」」を「別表六（三十二）「20」」に改め、同表事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除の項中「別表六（三十二）「20」」を「別表六（三十三）「20」」に、「別表六（三十二）「27」」を「別表六（三十三）「27」」に、「別表六（三十二）「34」」を「別表六（三十三）「34」」に改め、同表再生可能エネルギー発電設備等の特別償却の項を削り、同表特定船舶の特別償却の項中「又は令和３年旧措置法第43条第１項の表の第２号の中欄のイ」、「又は令和３年旧措置法第43条第１項の表の第２号の中欄のロ」及び「又は令和３年旧措置法第43条第１項の表の第２号の中欄のハ」を削り、同表共同利用施設の特別償却の項の次に次のように加える。

環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却	第44条の４第１項（償却費）	00679	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（第44条の４第１項）	00680	法規別表十六（九）「８」の欄の金額